

議案第55号

さぬき市支所及び出張所設置条例の一部改正について

さぬき市支所及び出張所設置条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

さぬき市支所及び出張所設置条例（平成14年さぬき市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表さぬき市津田出張所の項中「津田町津田138番地15」を「津田町津田915番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

議案第56号

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年さぬき市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項本文中「特定個人情報」の次に「（当該事務が法第19条及び同表の規定により生活保護関係情報（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるものである場合は、外国人生活保護関係情報（同法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）を含む。）」を加える。

別表第1中9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項の次に次のように加える。

8	市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
---	----	---

別表第1備考中「8の項及び9の項」を「9の項及び10の項」に改める。

別表第2の1の項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」を「生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報」に、「給付若しくは」を「給付又は」に改め、「費用の支給に関する情報」の次に「（以下「養育医療関係情報」という。）」を加え、同表2の項中「生活保護関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表3の項中「生活保護関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を、「児童扶養手当の支給に関する情報」の次に「（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を加え、同表4の項、11の項及び12の項中「生活保護関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表に次のように加える。

19	市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就	国民健康保険給付関係情報であつて規則で定めるもの 後期高齢者医療給付関係情報
----	----	---	---

	<p> 労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの </p>	<p> であって規則で定めるもの </p>
		<p> 生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの </p>
		<p> 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの </p>
		<p> 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給又は資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの </p>
		<p> 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当に関する情報であって規則で定めるもの </p>
		<p> 地方税関係情報であって規則で定めるもの </p>
		<p> 養育医療関係情報であって規則で定めるもの </p>
		<p> 児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの </p>
		<p> 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの </p>
		<p> 自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの </p>
	<p> 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの </p>	

別表第3の2の項中「生活保護関係情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表に次のように加える。

4	市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
---	----	---	-------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号

さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員の育児休業等に関する条例（平成14年さぬき市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に、「採用」を「に採用」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日と

された日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）とする。

第10条第6号中「計画について」の次に「育児短時間勤務計画書により」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条及び第2条の3から第3条の2までの規定は、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 前項の規定による適用の日前に育児休業に係る計画を申し出た職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第10条第6号の規定により職員が申し出た育児短時間勤務に係る計画（施行日の前日までに当該育児短時間勤務の承認の請求について任命権者の決定がされていないものに限る。）は、改正後の第10条第6号の規定により育児短時間勤務計画書により申出がされたものとみなす。

議案第58号

さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例及びさぬき市会計年度任用
職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例及びさぬき市会計年度任用職員の給与
及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治
法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決
を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例及びさぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 さぬき市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年さぬき市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

看護業務等 手当	津田診療所又は多和診療所に勤務する看護師、准看護師その他の職員（医師を除く。）で、看護業務その他の診療に係る業務に従事するもの	月額 5,000円
介護予防支援業務等 手当	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により市が設置する地域包括支援センターに勤務する、介護支援専門員その他の職員で介護予防支援業務（同法に規定する指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業をいう。）に専任で従事するもの又は主任介護支援専門員 (2) 健康福祉部長寿介護課に勤務する職員で、介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定に係る調査業務に専任で従事するもの	月額 3,000円

(さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 さぬき市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さぬき市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、特殊勤務手当条例別表中看護業務等手当の項又は介護予防支援業務等手当の項に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員（日額又は時間額により報酬が定められた者に限る。）には、これらの項に定める月額を21で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に対象となる業務に従事した日数を乗じて得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

第27条第1号中「計算して得た額」の次に「及び第20条第1項の規定により支給する特殊勤務に係る報酬（月額をもって支給するものに限る。）の額の合

計額」を加える。

第33条を第34条とし、第32条の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第33条 給与条例第31条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

議案第59号

さぬき市国民健康保険津田診療所条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険津田診療所条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市国民健康保険津田診療所条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険津田診療所条例（平成20年さぬき市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を削り、同項第2号を同項第5号とし、同項第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 糖尿病内科
- (3) 老年内科
- (4) 循環器内科

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

さぬき市葬斎場条例の一部改正について

さぬき市葬斎場条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市葬斎場条例の一部を改正する条例

さぬき市葬斎場条例（平成14年さぬき市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表第2動物炉の項を次のように改める。

動物 炉	犬及び猫 等	合同	1体	10,000円	40,000円	収骨不可
		個別	1体	15,000円	45,000円	収骨可

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第61号

さぬき市農村公園条例の一部改正について

さぬき市農村公園条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市農村公園条例の一部を改正する条例

さぬき市農村公園条例（平成14年さぬき市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条の表脇農村公園の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

議案第62号

さぬき市野外音楽広場条例の一部改正について

さぬき市野外音楽広場条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市野外音楽広場条例の一部を改正する条例

さぬき市野外音楽広場条例（平成14年さぬき市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「を使用」を「の全部又は一部を占有して使用」に改める。

第6条第1項中「あるとき」の次に「又は野外音楽広場の管理上特に必要があるとき」を加え、「使用の許可を取り消し、又は使用を停止する」を「使用の許可に係る条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消す」に改め、同項第3号中「規則に規定する使用許可書」を「使用の許可」に改め、同項第4号中「次条の」を削り、同条第2項中「市長は」を「市は」に改める。

第7条を次のように改める。

（使用料）

第7条 使用者は、別表に掲げる施設等の区分に応じ、同表に定める額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を加えた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料としてを納めなければならない。

第8条中「施設等の」を削る。

第11条第1項中「使用者」の次に「及び入場者」を加え、「速やかに原状に回復し、これに要する費用を負担」を「市長の決定に基づき損害を賠償」に改める。

第12条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第12条 市長は、次に掲げる野外音楽広場の管理に関する業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 施設等の使用の調整に関する業務
- (2) 施設等の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、野外音楽広場の管理に関して市長が必要と認める業務

2 前項の規定により野外音楽広場の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合は、第2条、第3条、第5条、第6条第1項及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第1項第4号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

3 指定管理者が野外音楽広場の管理を行う期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

第13条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(指定管理者の指定の手續)

第13条 指定管理者の指定に関する手續は、さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さぬき市条例第20号）に定めるところによる。

2 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を公示するものとする。指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(利用料金)

第14条 市長は、指定管理者に野外音楽広場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。この場合において、利用料金の額は、別表に掲げる施設等の区分に応じ、同表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を超えてはならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公示するものとする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第15条 前条の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合においては、第7条から第9条までの規定は、適用しない。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第14条関係）

区分		使用時間		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
野 外 ス テ ー ジ	平日	円	円	円	円		
	土・日曜 日・祝 日・休日	11,500	23,900	28,600	57,200		
照明施設		4,800	4,800	4,800	4,800		

リハーサル室	1, 500	1, 500	1, 950	3, 900
控室1・2	1, 000	1, 000	1, 000	1, 950
控室3	1, 500	1, 500	1, 950	3, 900
冷暖房施設（1時間につき）	200	200	200	200

備考

- 1 使用者が市内に住所（法人の場合は、その所在地）を有する者である場合は、各施設等の使用に係る金額は、この表に掲げる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。
- 2 使用者が5,000円を超えて入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合の野外ステージの使用に係る金額は、この表に掲げる額に、当該額に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 準備のための各施設等の使用に係る金額は、この表に掲げる額から、当該額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。
- 4 使用許可時間を超過して施設等を使用した場合の金額は、超過時間1時間につきこの表に掲げる当該施設等の夜間の使用に係る額に100分の20（ただし、冷暖房加算については、100分の100）を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

- 2 この条例による改正後のさぬき市野外音楽広場条例（以下「新条例」という。）第7条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の野外音楽広場及びこれに附属する器具等（以下「施設等」という。）の使用に係る使用料から適用し、施行日前の施設等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第12条に規定する指定管理者の指定に係る手続に必要な行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

議案第63号

さぬき市シーサイドコリドール条例の一部改正について

さぬき市シーサイドコリドール条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市シーサイドコリドール条例の一部を改正する条例

さぬき市シーサイドコリドール条例（平成15年さぬき市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第1項を次のように改める。

使用者は、別表に掲げる有料施設に係る施設等の区分に応じ、同表に定める額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を加えた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料として納めなければならない。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第1号中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第2号中「有料施設の」を「有料施設に係る」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とする。

第15条を第18条とし、同条の前に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第14条 市長は、次に掲げるシーサイドコリドールの管理に関する業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) 施設等の使用の調整に関する業務

(2) 施設等の維持及び修繕に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、シーサイドコリドールの管理に関して市長が必要と認める業務

2 前項の規定によりシーサイドコリドールの管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合は、第3条、第4条、第5条及び第7条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同項第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

3 指定管理者がシーサイドコリドールの管理を行う期間は、指定の日から起算し

て5年を超えない期間とする。

(指定管理者の指定の手續)

第15条 指定管理者の指定に関する手續は、さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さぬき市条例第20号）に定めるところによる。

2 市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を公示するものとする。指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(利用料金)

第16条 市長は、指定管理者にシーサイドコリドールの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。この場合において、利用料金の額は、別表に掲げる有料施設に係る施設等の区分に応じ、同表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を超えてはならない。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公示するものとする。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第17条 前条の規定により指定管理者に利用料金を收受させる場合においては、第9条から第11条までの規定は、適用しない。

別表中「第10条関係」を「第9条、第16条関係」に改める。

別表の1の表中「使用料」を「金額」に、「4,000円」を「3,900円」に、「3,000円」を「2,900円」に改める。

別表の2の表中「使用料」を「金額」に、「15,000円」を「14,300円」に、「13,000円」を「12,400円」に、「11,000円」を「10,500円」に、「4,000円」を「3,900円」に、「3,500円」を「3,400円」に改める。

別表の3の表中「使用料」を「金額」に、「2,000円」を「1,950円」に改める。

別表の4の表中「使用料」を「金額」に、「2,000円」を「1,950円」に、「4,000円」を「3,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この条例による改正後のさぬき市シーサイドコリドール条例（以下「新条例」という。）第9条第1項及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後のシーサイドコリドールの施設、附属設備又は備付物件（以下「施設等」という。）の使用に係る使用料から適用し、施行日前の施設等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条に規定する指定管理者の指定に係る手続に必要な行為は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

議案第64号

さぬき市営住宅条例の一部改正について

さぬき市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市営住宅条例の一部を改正する条例

さぬき市営住宅条例（平成14年さぬき市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第6条第1項第2号中「定めるもの」の次に「（以下この条、次条及び第11条において「親族等」という。）」を加え、同項第8号中「親族」を「親族等」に改める。

第7条第1項第5号中「親族」を「親族等」に改める。

第8条中「第8号」を「第7号」に改め、同条第2号中「第7条第1号」を「第7条第1号又は第2号」に改め、同条第4号中「同居親族がない入居者」を「同居親族等（特賃法施行規則第1条第1号に規定する同居親族等をいう。以下この条及び第13条において同じ。）がない入居者」に、「同居親族がない者」を「同居親族等がない者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、特定公共賃貸住宅に入居できる者は、その者又はその者の同居親族等が暴力団員でない者でなければならない。

第11条第1項第2号中「親族」を「親族等」に改める。

第13条中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第16条第1項中「同居した親族」を「同居した者」に改める。

第55条第1号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を削る。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条から第8条までの規定は、この条例の施行の日以後に開始される公募に係る市営住宅の入居者について適用し、施行日前に開始される公募に係る市営住宅の入居者の資格等については、なお従前の例による。

3 前項の規定は、さぬき市営住宅条例の規定により市長が公募によらず市営住宅に入居させることができる者に係る入居の申込みについて準用する。この場合において、前項中「開始される公募」とあるのは、「される入居の申込み」と読み替えるものとする。

議案第65号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、本市の区域内に新たに生じた次の土地について確認したいので、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

（土地の表示）

さぬき市志度字塩屋5362の4及び5367の3地先の公有水面埋立地216.25平方メートル

議案第66号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、本市の区域内に新たに生じた次の土地について確認したいので、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

（土地の表示）

さぬき市志度字玉浦5401及びさぬき市志度字塩屋1187の12地先の公有水面埋立地21.19平方メートル

議案第67号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、字の区域を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

さぬき市志度字塩屋に編入する区域

新たに生じた土地
さぬき市志度字塩屋5362の4及び5367の3地先の公有水面埋立地216.25平方メートル

議案第68号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、字の区域を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

さぬき市志度字玉浦に編入する区域

新たに生じた土地
さぬき市志度字玉浦5401及びさぬき市志度字塩屋1187の12地先の公有水面埋立地21.19平方メートル

議案第69号

工事請負契約の締結について（令和4～5年度長尾小学校 校舎改築工事（建築））

令和4～5年度長尾小学校校舎改築工事（建築）について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和4～5年度長尾小学校校舎改築工事（建築） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 一金1,391,500,000円
うち消費税及び地方消費税額126,500,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市上福岡町778番地1
株式会社藤木工務店 四国支店
四国支店長 川口英樹 |

議案第70号

工事請負契約の締結について（令和4～5年度長尾小学校校舎改築工事（電気設備））

令和4～5年度長尾小学校校舎改築工事（電気設備）について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和4～5年度長尾小学校校舎改築工事（電気設備） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 一金206,800,000円
うち消費税及び地方消費税額18,800,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市松福町2丁目4番6号
大一電気工業株式会社
代表取締役 長瀬裕亮 |

議案第71号

工事請負契約の締結について（令和4～5年度志度公民館 新築工事（建築））

令和4～5年度志度公民館新築工事（建築）について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和4～5年度志度公民館新築工事（建築） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 一金599,500,000円
うち消費税及び地方消費税額54,500,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市上林町473番地1
谷口建設興業株式会社
代表取締役 谷口邦彦 |

議案第72号

工事請負契約の締結について（令和4～5年度長尾公民館 新築工事（建築））

令和4～5年度長尾公民館新築工事（建築）について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和4～5年度長尾公民館新築工事（建築） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 一金583,000,000円
うち消費税及び地方消費税額53,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市上林町473番地1
谷口建設興業株式会社
代表取締役 谷口邦彦 |

令和4年さぬき市議会第3回定例会議案

令和4年9月8日提出

市長提出議案

議案第73号 工事請負契約の締結について（令和4～5年度長尾小学校校舎改築
工事（機械設備））

議案第73号

工事請負契約の締結について（令和4～5年度長尾小学校
校舎改築工事（機械設備））

令和4～5年度長尾小学校校舎改築工事（機械設備）について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月8日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和4～5年度長尾小学校校舎改築工事（機械設備） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 一金254,760,000円
うち消費税及び地方消費税額23,160,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市三谷町136番地
株式会社カナック
代表取締役 石橋雄二 |